

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第卷十五第

月三年五十和昭

論叢

勢力加速度の法則……………文學博士高田保馬

日本經濟理論に於ける主體性の發展……………經濟學博士石川興二

時論

地方稅制の改革を論ず……………經濟學博士汐見三郎

研究

ナチス住宅政策の原理……………經濟學士中川與之助

金史食貨志に見はれたる貨幣思想……………經濟學士穗積文雄

貨幣の資本的考察……………經濟學士中谷實

說苑

北支に於ける人口の分布と變動……………經濟學士菊田太郎

農業に於ける保險と信用の問題……………經濟學士西藤雅夫

パウル・アルント 日本に於ける低勞賃……………經濟學士青山秀夫

附錄

彙報

外國雜誌論題

時論

地方税制の改革を論ず

汐見三郎

第一 地方税制改革の特質

中央地方に通ずる税制の根本的改革に關する諸法案は只今第七十五帝國議會に於て審議中である。税制調査會は税制改革の目標として、(一)中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること、(二)經濟諸政策との調和を圖ること、(三)收入の増加を圖ると共に弾力性ある税制を樹立すること、(四)税制の簡易化を圖ることを定めたが、第二の經濟諸政策との調和を圖ることは主として國税に現はれ地方税には顯著でない。結局、地方税の改革目標としては負擔の均衡を圖ること、收入の増加を圖ると共に弾力性ある税制を樹立すること、税制の簡易化を圖ることとの三目標が考へられるのである。

中央地方に通ずる改革の言葉が示す様に、國税改革と地方税改革とは分つ事の出來ぬものである。又地方財政内部に於ても地方税の問題を單獨に切り離し難く地方經費の整理を併せ考へねばならぬ。茲に地方税制の改革を

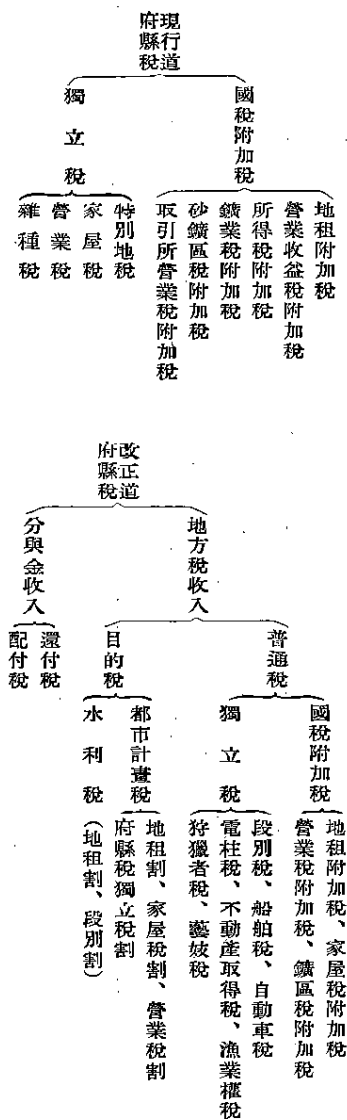
論ずるに當つては國稅改革にも地方經費の整理にも言及せねばならぬ。

國稅の改革は單位が國家財政と云ふ一つであるから、此の意味に於て簡單である。然るに地方稅の改革については、地方財政の單位として四十七の道府縣あり、約百五十の市あり約一萬千二百の町村あり、従つて地方財政全體として收支の辻褄が合ふに止まらず更に單位たる箇々の地方財政に滿足の行く様にせねばならぬ。これ今回の地方稅制改革に於て地租、家屋稅、營業稅の三收益稅を國稅とすべきか地方稅とすべきかを決しかね、又選付稅と配付稅との組み合はせに苦心したる所以である。茲には箇々の地方財政に及ぶ事を避け全般的觀察を主にした。

第二 地方稅體系の改組

地方稅改革に關聯ある法案として、地方稅法案、地方分與稅法案、府縣制中改正法律案、市制中改正法律案、町村制中改正法律案、北海道會法中改正法律案、北海道地方費法中改正法律案等が議會に提出せられてゐる。此等諸法案の中で最も注目すべきは「地方稅法案」と「地方分與稅法案」とであつて、現行の「地方稅ニ關スル法律」と「地方稅制限ニ關スル法律」とを廢した後の地方稅制の基本法となるものである。

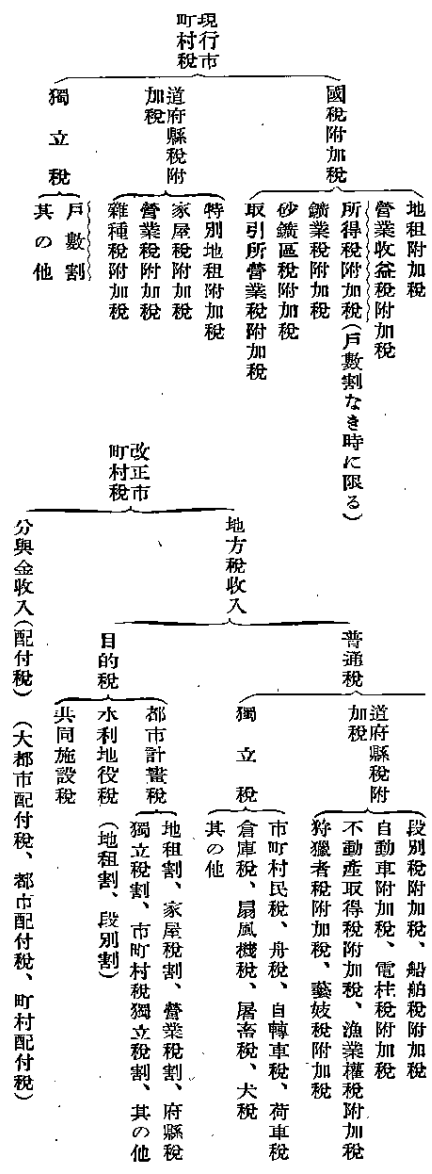
一 改正後の地方稅制度と現行の地方稅制度とを比較する爲めに、先づ道府縣稅體系を表示すると、次の結果を得るのである。



右表の示す所によれば、現行道府縣稅は相當程度まで改組せられる事となるのである。地方稅收入の外に分與金收入が加はる事が先づ注目すべき事實である。次に地方稅收入に於て普通稅の外に目的稅が可なり詳細に規定せられる事となる。

二 道府縣稅に於けると同様の分類を市町村稅についても行ふ事が出来る。即ち國稅附加稅と道府縣稅附加稅と獨立稅の所までは大體同じ様な組織になつてゐるが、目的稅が加はり分與金收入が加はつて來ると構造が根本的に變つてくるのである。即ち現行市町村稅と改正市町村稅とを體系にまとめ兩者を比較すると次の表を得る事が出来る。

國稅附加稅 地租附加稅、家屋稅附加稅
營業稅附加稅、鑛區稅附加稅



三 現行地方税と改正地方税との兩制度を比較する。第一は目的税であつて現行制度に於ても都市計畫特別税が其の例としてあげられてゐる。然し改正制度では普通税に對立して目的税を今日よりも一層整備擴充せんとしてゐる。第二は分與税制度の創設である。勿論、現行制度の下に於ても臨時地方財政補給金と云ふ財政補給金が存してゐるが、何分にも臨時的のものであつて恒久財源を有してゐない。茲に地方分與税分與金と云ふ確定財源を有する恒久制度を採用したのである。第三は収益税を地方財源とした事である。現行の道府縣税たる家屋税を國税に移管し形式上は地租、家屋税、營業税の三収益税を國税とするが、還付税制度と國稅附加税制度とを採用する事によつて實質上は三収益税を地方財源にあてる事とした。第四に所得税に關する附加税が無

地方税制の改革を論ず

くなつた事である。第五に市町村獨立税として戸數割の代りに市町村民税が採用せられたのである。

以下、地方分與税分與金制度と國稅附加税と獨立税と目的税と義務教育費國庫負擔金とを中心に地方税制改革案を一瞥し問題の所在を明かにしたい。

第三 地方分與税分與金制度

一 地方分與税分與金制度は國家財政と地方財政とを結ぶ楔として今回の税制改革案の中で重要な地位を占めてゐる。勿論、現行の臨時地方財政補給金規則は臨時地方財政補給金として道府縣に對し四千五百萬圓を市町村に對し一億三百萬圓を交付し以て過重なる地方税負擔の緩和をはかつてゐる。改革案はかかる應急的措施に満足せず地方分與税分與金特別會計を新設し地方分與税法によつて國家財政と地方財政との調整をはからんとする。

地方分與税は還付税と配付税との二種類に分れ還付税は道府縣に配付税は道府縣と市町村とに分與せられるのである。還付税の財源は地租、家屋税及營業税の徵收全額であつて徵收地たる道府縣に分與せられる。従つて還付税は地租附加税、家屋税附加税及營業税附加税と關聯して考ふべく、茲には専ら配付税につき研究を進める。

二 配付税の財源は所得税、法人税、入場税、遊興飲食税の一部である。即ち一般會計より分與税分與金特別會計へ一定金額を繰り入れ、地方分與税分與金特別會計より道府縣市町村へ配付税分與金を分與する譯である。毎年度分として分與すべき配付税の額は前々年度に於て徵收したる所得税及法人税の百分の十六・五五竝に

入場税及遊興飲食税の百分の五十である。勿論、特別の場合にはこの金額を増減する事がある。かくして算定せられた配付税總額の中で百分の六十二を道府縣に配付し、百分の三十八を市町村に配付するのである。道府縣配付税と市町村配付税とに分つて説明を加へる。

三 道府縣配付税は折半せられ第一種配付額と第二種配付額とに分れるのである。第一種配付額は道府縣の課税力に逆比例して分與せられ、第二種配付額は道府縣の財政需要に正比例して分與せられるのである。

第一種配付額は道府縣の課税力に逆比例して分與する方法は可なり複雑してゐる。即ち單位税額（當該道府縣の地租、家屋税及營業税額の二倍より災害土木費負擔額の十五分の一を控除したる額を當該道府縣の人口を以て除したる額）が道府縣標準單位税額（全道府縣の地租、家屋税及營業税額の二倍と道府縣配付税總額の合算額より全道府縣の災害土木費負擔額の十分の一を控除したる額を全道府縣の人口を以て除したる額）に不足する道府縣に對して其の不足額に當該道府縣の人口を乗じたる額に按分して之を分與するのである。

第二種配付額を分與する標準として道府縣の財政需要に正比例する事があげられてゐるが、現實問題としては當該道府縣の割増人口に按分して分與するのである。割増人口とは本來の人口に、一、三十萬と二、當該道府縣の尋常小學校兒童數の人口に對する比率が其の全道府縣平均率を超過する道府縣に付ては其の超過率を當該道府縣の人口に乘じたる數の四倍とを加へたものである。但し單位税額が道府縣標準單位税額の一倍半を超過する道府縣は第二種配付額の分與を受けないと云ふ制限がある。

以上を要約して次の結論を得るのである。

(一) 單位税額が道府縣標準單位税額に不足する道府縣……第一種配付額と第二種配付額との分與を受く。

(二) 單位税額が道府縣標準單位税額以上の道府縣

(イ) 單位税額が道府縣標準單位税額の一倍半以下の道府縣……第二種配付額のみ受く。

(ロ) 單位税額が道府縣標準單位税額の一倍半を超過する道府縣……配付税の分與なし。

四 市町村配付税は大都市配付税(人口七十萬以上の市)、都市配付税(人口七十萬未満の市)及町村配付税に分れ、總額の半分は大都市、都市又は町村の平均單位税額(大都市、都市又は町村の地租、家屋税及營業税額の二倍を夫々の總人口を以て除したる額)を市町村標準單位税額(全市町村の地租、家屋税及營業税額の二倍及市町村配付税總額の合算額を全市町村の人口を以て除したる額)より控除したる殘額に各總人口を乗じたる額に按分したる額とし、總額の半分は大都市、都市又は町村の各總人口に按分したる額とする。即ち前半分の額には課税力に逆比例する思想を盛り、後半分に於ては財政需要に正比例する思想が盛られてゐる。従つて後半分の額は、大都市、都市又は町村に洩れなく分與せられるが、前半分の額は或は町村のみに分與せられる結果となるかも知れない。かくして大都市配付税、都市配付税及町村配付税の總額が決定せられるのであるが、次に各大都市、都市、町村に如何に分與するかの問題が起る。

大都市配付税は半分を第一種配付額として大都市の課税力に逆比例して分與し、第二種配付額は大都市の財政需要に正比例して之を分與する事とした。單位税額(當該市の地租、家屋税及營業税額を當該市の人口を以て除したる額)が大都市標準單位税額(全大都市の地租、家屋税及營業税額及大都市配付税總額の合算額を全大都市の人口を以て除したる額)

以上に上る時は第一種配付額の分與を受けず、更に一倍半を超過する時は全然大都市配付税の分與を受けないのである。大體に於て道府縣配付税の場合より類推出來るのである。

都市配付税は百分の四十七・五を第一種配付額として都市の課税力に逆比例して分與し、百分の四十七・五を第二種配付額として都市の財政需要に正比例して分與し、百分の五を第三種配付額として特別の事情ある都市に對し其の事情を斟酌して之を分與するのである。第三種配付額を除けば、都市配付税の理論は大都市配付税より類推する事が出来る。

町村配付税は都市配付税と同様の割合で第一種配付額と第二種配付額と第三種配付額とに分割せられたるのである。單位税額（當該町村の地租、家屋税及營業税の二倍を當該町村の人口を以て除したる額）が町村標準單位税額（全町村の地租、家屋税及營業税額の二倍及町村配付税總額の合算額を全町村の人口を以て除したる額）以上の時は第一種配付額の分與なく、その二倍を超過する場合には第二種配付額の分與もないのである。

立案者の苦心の跡は理解し得るのであるが、相當に複雑した立法である事は否み得ない。加ふるに道府縣配付税と市町村配付税との比率、大都市配付税と都市配付税と町村配付税との比率を何故そう云ふ風に定めたか、又課税力に逆比例する標準と財政需要に正比例する標準とを何故に前述の方法に求めたが、更に配付税の分與を全く受けない道府縣市町村の存在する事は從來の地方自治の觀念より如何に説明するか等につき多くの疑問が生ずるのである。然し此等の諸點は抽象的よりも寧ろ具體的に検討すべく、資料に縁遠き筆者としては是非の判斷を下し難いのである。複雑なる情勢に處するには複雑なる立法が必要であらうが、もう少し直截簡明な標準がなか

つたものかと望蜀の感を抱くのである。

第四 國稅附加稅と還付稅

一 道府縣と市町村とは國稅附加稅として地租附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅及鑛區稅附加稅とを課する事が出来る。

鑛區稅附加稅の賦課率は府縣稅も市町村稅も本稅の百分の十を超ゆるを得ない事となつてゐる。國稅附加稅としては寧ろ他の三國稅に對する附加稅が重要であるから鑛區稅附加稅の議論は略する事とする。

府縣稅又は市町村稅としての地租附加稅、家屋稅附加稅及營業稅附加稅の賦課率は同一府縣又は同一市町村に於ては同一とするのを原則とし、負擔の均衡上特に必要あるときは不均一課稅を許す事となつてゐる。尙、國稅地租は貸賃價格二百圓未滿の自作農地には免稅せられてゐるが、道府縣市町村は貸賃價格二百圓未滿の自作農地に付ても地租あるものと看做して地租附加稅を賦課するのである。

二 府縣稅としての地租附加稅、家屋稅附加稅及營業稅附加稅の賦課率は原則として本稅の百分の百以内となつてゐる。百分の百を超えて賦課するときは内務大臣及大藏大臣の許可を受けねばならぬ。

但し一、災害應急費、災害復舊費、傳染病豫防費及國營事業費負擔金に充つる爲借入れたる負債の元利償還の爲費用を要するとき、二、災害應急又は復舊の爲費用を要するとき、三、傳染病豫防の爲費用を要するときは本稅の百分の百二十以内まで賦課する事が出来る。百分の百二十を超ゆる時は内務大臣及大藏大臣の許可を受けね

ばならぬ。

三 市町村税としての地租税附加税、家屋税附加税及營業稅附加税の賦課率は原則として本税の百分の二百以内となつてゐる。百分の二百を超ゆるときは府縣知事の許可を受けねばならぬ。

但し一、小學校營繕費、災害應急費、災害復舊費、傳染病豫防費及國營事業費負擔金に充つる爲借入れたる負債の元利償還の爲費用を要するとき、二、災害應急又は復舊の爲費用を要するとき、三、傳染病豫防の爲費用を要するときは、本税の百分の二百四十以内まで賦課する事が出来る。百分の二百四十を超ゆる時は府縣知事の許可を得ねばならぬ。

四 かくの如く道府縣税に於ても市町村税に於ても國稅附加税の重要なものは地租附加税と家屋稅附加税と營業稅附加税とである。加ふるに本税たる地租、家屋稅及營業稅は還付税として徵收地道府縣に分與せられる事となつてゐる。故に納稅者の立場より見ても關係地方團體の立場より見ても兩者を併せ考へねばならぬ。

毎年度分として分與せられる還付税は當該年度に於て徵收すべき地租、家屋稅及營業稅であつて、徵收せられた區域の各道府縣に分與せられるのである。地租及家屋稅は純然たる物税であるから區域を定めるのは簡單であるが、營業稅は人税の色彩が濃いから數道府縣に於て營業所を設け營業を爲す者に課する營業稅については稅務署が區域の所屬を適當に定める必要が起る。道府縣稅としての營業稅附加税は此の決定に基き賦課せられるのである。次に市町村稅としての營業稅附加税を賦課するに當り、同一府縣内又は數府縣内の數市町村に於て營業所を設けて營業を爲す場合には、關係府縣知事の定むる所によるのである。三收益稅の本税を地方稅とせず國稅と

した一つの理由は營業税の區域を區分するの必要から來てゐる。

本税たる地租の稅率は土地賃賃價格の百分の二、家屋稅の稅率は家屋賃賃價格の百分の一・七五、營業稅の稅率は營業純益の百分の一・五となつてゐる。故に道府縣と市町村との分け前は次の如くである。

營業	地租	家屋稅	普通の場合の稅率(%)			但書の場合の稅率(%)		
			道府縣	市町村	計	道府縣	市町村	計
還付稅	附加稅	計	附加稅	還付稅	附加稅	計	附加稅	計
一・五	一・五	三	三	一・五	一・八	三・三	三・六	六・九
二	二	四	四	二	二・四	四・四	四・八	九・二
一・七五	一・七五	三・五	三・五	一・七五	二・二	三・八五	四・三	八・〇五

普通の場合の稅率は、地租は土地賃賃價格の百分の八、家屋稅は家屋賃賃價格の百分の七、營業稅は營業純益の百分の六であつて、道府縣と市町村とが三收益稅を折半する事となる。勿論、内務大臣及大藏大臣又は府縣知事の許可があれば課率をこれ以上に高める事が出来る。

但書の場合に於ける稅率は、地租百分の九・二、家屋稅百分の八・〇五、營業稅百分の六・九に上るのである。これ以上に課率を高めるには内務大臣及大藏大臣又は府縣知事の許可を必要とするのである。

要するに、國稅附加稅は還付稅と併せ考へて始めて理解し得るのである。且つ前述の課率は最高限でなく制限外課稅が許される事となつてゐる。此事は地方財政の彈力性を増す上に於て必要であるが、租稅負擔の地方的均

衡をはかると云ふ建前から見ると再考を必要とするのである。

第五 道府縣稅獨立稅と市町村稅獨立稅

一 獨立稅として課する事が出来る道府縣稅は段別稅、船舶稅、自動車稅、電柱稅、不動産取得稅、漁業權稅、狩獵者稅、藝妓稅に限定せられてゐる。

獨立稅として課する市町村稅は市町村民稅、舟稅、自轉車稅、荷車稅、金庫稅、扇風機稅、屠畜稅、犬稅と一應定まつてゐる。然しこれには二つの例外がある。第一は府縣が段別稅、船舶稅、自動車稅、電柱稅、不動産取得稅、漁業權稅、狩獵者稅、藝妓稅のいづれかを課せない時には、市町村は之を市町村稅獨立稅として課する事が出来る點である。第二に内務大臣及大藏大臣の許可を得れば市町村は前述の獨立稅の外に別に稅目を起し獨立稅を課する事が出来るのである。

要するに、道府縣稅獨立稅が制限的であるに反し市町村稅獨立稅は相當廣い範圍に及ぶのである。

二 此等獨立稅の中で特に注目すべきは市町村稅獨立稅の中の市町村民稅である。現行の獨立稅は戶數割を中心としてゐるが、改正案は戶數割を廢し其の代りに市町村民稅を設けたのである。勿論、戶數割が昭和十四年豫算で約一億七千六百萬圓の收入を齎すのに反し市町村民稅は僅か五千萬圓程度の收入であるから量的には比較出来ない程度のものであるが、地方分任の精神を涵養する意味に於ては兩者に共通するものがある。

市町村民稅の納稅義務者は個人と法人とである。市町村内に獨立の生計を営む個人はもとより市町村内に事務

所營業所又は家屋敷を有する個人にも及ぶのである。法人は市町村内に事務所又は營業所を有するものに限るのである。

かくの如く納税義務者の範圍は單に市町村内に獨立の生計を営む個人に止まらず不在地主と法人とに擴張せられたが、納税額については制限を設け會費程度の負擔に止めると云ふ建前をとつてゐる。即ち納税義務者一人から見ると市町村民税の最高賦課額を千圓と定めてゐる。又賦課税總額についても制限を設け大都市に於ては八圓、都市に於ては六圓、町村に於ては四圓と云ふ金額に納税義務者の數を乗じた額を超ゆることが出来ない様にしてゐる。

立案者の理想は極めて明白である。然し地方財政が苦しくなつてくると市町村民税を會費程度に止めると云ふ事は頗る困難であつて或は市町村民税が戸數割と同様の巨額に達する事になりはしないかと慮るのである。又六大都市の如く人口の異動の甚だしい市町村に於ては現行制度でも戸數割を斷念し家屋税の制限課率の引上と所得税附加税によつて之に代へてゐる。此等の市町村に於て果して市町村民税が圓滑に徴收し得るや疑問の存する所である。

第六 目的税と受益者分擔金

一 我國の地方税制の殆んど全部は普通税をもつてなり、目的税としては僅かに都市計畫特別税の如きものを認めてゐるに過ぎなかつたのである。今回の税制改革案は目的税を整備擴充し普通税と對等の地位を與へんとし

てゐる。

道府縣の目的税は都市計畫税と水利税とに分れる。都市計畫税は都市計畫法の施行に要する費用に充てるのであつて、地租割(地租の百分の二十五以内)、家屋税割(家屋税の百分の二十五以内)、營業税割(營業税の百分の二十五以内)、府縣稅獨立稅割(府縣稅獨立稅の百分の十三以内)よりなつてゐる。水利税は水利に關する事業に要する費用に充つる爲該事業に因り特に利益を受くる土地に對し受益の限度に於て課税するものであつて、地租割と段別割とよりなる。

市町村の目的税は都市計畫税と水利地役税と共同施設税とよりなる。市町村税としての都市計畫税は地租割(地租の百分の六十八以内)、家屋税割(家屋税の百分の六十八以内)、營業税割(營業税の百分の六十八以内)、府縣稅獨立稅割(府縣稅獨立稅の百分の三十四以内)、市町村稅獨立稅割(市町村稅獨立稅の百分の三十四以内、但し市町村民稅に對しては課するを得ない)よりなるが、内務大臣及大藏大臣の許可を受けると別に税目を起す事が出来る。水利地役税は水利に關する事業其他土地の利益と爲るべき事業に要する費用に充つる爲め該事業に因り特に利益を受くる土地に對し受益の限度に於て地租割段別割を課する事が出来る。共同施設税は共同作業場、共同倉庫、共同集荷其他之に類する施設に要する費用に充つる爲め該施設により特に利益を受くる者に對し受益の限度に於て課税するものである。

かくして目的税は府縣税としても市町村税としても體系的に整備せられたのである。

二 受益者分擔金については道路法第三十九條及都市計畫法第六條第二項に根據法規あり、都市計畫法施行令

第九條には更に詳細なる規定が設けられてゐる。然し府縣制、市制及町村制には明瞭なる規定を欠いてゐたのである。

改革案は府縣制第百十一條に「府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ水利ニ關スル事業其ノ他土地ノ利益ト爲ルベキ事件ニ依リ特ニ利益ヲ受クル者ヨリ分擔金ヲ徵收スルコトヲ得」と定め、それに關連して若干の條文を改正せんとしてゐる。更に市制第二十二條は「分擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ數人若ハ市ノ一部ヲ利スル財産者ハ營造物又ハ數人若ハ市ノ一部ニ對シ利益アル事件ニ關シ特ニ利益ヲ受クル者ヨリ之ヲ徵收ス」の規定を設け町村制第百二條も同様に改正し、市制、町村制中の關係條文を改めんとしてゐる。これにより受益者分擔金は道府縣市町村の制度の中に明瞭に認められた譯である。

三 目的税及受益者分擔金の整備擴充は道府縣市町村の積極的活動の基礎をなす點に於て喜ぶべき改正である。但し茲に注意すべきは租税負擔の地方的均衡が地方税制改革の重大目標をなしてゐる事である。改革案によると國稅附加税に制限外課税を認め更に目的税と受益者分擔金とが加はる事となるのであるから、運用宜しきを得ないと租税負擔の地方的均衡の理想が裏切られる虞がある。

第七 義務教育費國庫負擔金と警察費連帶支辨金

以上は地方税制それ自體の改革について述べたのであるが、地方團體の收入としては租税の外に國庫補助金があり地方經費と密接なる關係を有してゐる。經常的の國庫補助金として重要なものに義務教育費國庫負擔金と

警察費連帶支辨金とがある。地方税制改革に當り此等の補助金にも手を觸れる必要がある。

一 教育費は市町村經費の重要な項目をなし、特に町村の經費の少なからざる部分が尋常小學校教員の俸給に支出せられてゐるのである。故に一種の國政事務費たる尋常小學校教員俸給費を國庫より支出する事は地方財政を改革する所以である。尋常小學校教員俸給を分擔する爲めに國庫より市町村に補助した金額は大正七年に一千萬圓であつて大正十二年には四千萬圓となり大正十五年には七千萬圓に増し昭和二年には七千五百萬圓となり昭和五年には八千五百萬圓に増額せられ今日に及んでゐる。茲に注目すべきは根據法たる市町村義務教育費國庫負擔法(大正十二年三月法律第二十號)の内容である。同法は國庫支出金分配の原則を市町村立尋常小學校の教員數と市町村の就學兒童數とによる事としてゐるが、財政困難の市及び町村に對しては特に分配歩合を大にしてゐる。かくて此の國庫支出金は尋常小學校教員俸給に按分して分配する以外に市町村の財政困難の程度に應じて分配せられるのであるから、準財政補給金の性質を帯びてゐる。然るに今回新たに義務教育費國庫負擔法を制定し二點について改革を試みんとしてゐる。第一點は小學校教員俸給を従來市町村が支出してゐたのを道府縣の支辨にする事である。第二は従來八千五百萬圓と云ふ定額を支出してゐたのを小學校教員俸給の半額と云ふ定率に改めんとしてゐる。それに關連し義務教育費國庫負擔金より従來の準財政補給金の性質をとり除き専ら教育補助金とせんとするのである。本改正は俸給不拂問題とか教員待遇改善問題とかの立場から支持せられてゐるが、同時に六大都市が堅持する普通教育第一主義の現状から反對意見が主張せられてゐる。尙、昭和十五年度の文部省の歳出經常部豫算には小學校教員俸給分擔金として九二、四六一、六三二圓を計上してゐる。

二 警察費は道府縣經費の重要部分を占めてゐるのであるが、本来警察費は國政事務費の性質の濃厚なるものであるから道府縣は國庫より補助金として警察費連帶支辨金を受けてゐる。この制度は明治十四年二月太政官布告で定められ明治二十一年八月の勅令で改正せられ今日に及んでゐる。即ち警察費及警察廳舎建築修繕費に對する國庫下渡金の割合は東京府は其の總額の十分の六、大阪府は十分の三半とし其他の府縣は六分の一となつてゐるのである。今回の改正案は東京府大阪府は現在のまゝとし其他の道府縣に對する警察費連帶支辨金を十分の三半に引上げたのである。即ち、東京府に十分の六其他の道府縣は十分の三半となる譯である。昭和十五年度の内務省の歳出經常部豫算には警察費連帶支辨金を前年度より一二、四三七、二四九圓増額して三八、二〇二、四八七圓計上したのである。

第八 餘 論

昭和十四年度の地方財政收入を見るに、地方税の總額は七億三千七百萬圓に上り其の外に臨時地方財政補給金が一億四千八百萬圓を示してゐる。地方税八割三分に對し財政補助金が一割七分の比率である。之に對し改革後の平年度收入は獨立税附加税が五億三千七百萬圓分與税が四億四千二百萬圓となり五割五分對四割五分の比率となる。直接課税形態の獨立税附加税の比率が後退し間接課税形態の分與税の比率が増加してゐる事は、今回の地方税制改革の思想を最も有力に語つてゐるものである。

今回の改革案は地方財政の全般に及んでゐる。思ふに地方税は國税以上に計畫と實際との食ひ違ふものであつ

て、如何に立派な計畫を立て、一萬二千の道府縣市町村に満足を與へる事は出來ないのである。改革案の中心思想の盛られてゐる地方税法地方分與税法には原則的には賛成するものであるが、其の實施の結果を豫見して修正を加ふる點の少くないのを知るのである。従つて國稅改革案に對する以上の慎重さを以て地方稅改革案を吟味し以て立案者の理想に現實性をもたしたきものである。

地租及營業收益稅を地方に委讓する問題と義務教育費の全額を國庫が負擔する問題と地方財政調整交付金の問題とは國稅地方稅に通ずる懸案であつた。今や家屋稅を國稅に移すと共に地方分與稅分與金制度を確立し且つ小學校教員俸給を道府縣支辨とし義務教育費國庫負擔金の支出を定率とする事によつて此等の諸問題を解決したのである。更に雜種稅の整理、戶數割の廢止の如き地方稅獨特の問題は、地方獨立稅制の確立特に市町村民稅の採用によつて解決したのである。更に目的稅の整備は地方稅制に新生面をふきこむものである。然し此等の諸問題が地方制度と密接なる關係を有する事を忘れてはならぬ。只今審議中の地方制度改革問題も地方財政に關する限りには地方稅制改革により一定の方向を與へられた譯である。

要するに地方稅制の改革は決してそれのみを切り離して考ふべきでなく、地方制度の改革、地方財政の改革、國家稅制の改革の重要な部門をなすものとして之を批判すべきである。